

(お知らせ)

令和5年12月20日
防 衛 省

再就職等規制違反行為について

防衛省は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の2第1項（あっせん規制）の規定に違反する行為の疑いがある事案について調査を行ってきました。

その結果、法違反行為等があったものと認められたことから、本日、違反者及び関係者への処分を行い、再発防止策を講ずることとしましたので、下記のとおり概要をお知らせいたします。

記

- 1 事案概要
別添第1のとおり
- 2 処分量定
別添第2のとおり。
- 3 処分年月日
令和5年12月20日（水）

自衛隊地方協力本部隊員による再就職等規制違反行為の概要

1 経緯

令和 4 年 8 月、自衛隊地方協力本部長等に係る再就職等規制違反の疑いについて、人事教育局は陸上幕僚監部より通報を受けた。

本件は地方協力本部長 **A** 及び援護課長 **B** によるあっせん規制違反が疑われたことから防衛省において調査を開始し、調査の過程において隊員 **C**、**D** 及び **E** のあっせん規制違反の疑いについても認知されたことから、これらに対しても調査対象を広げた。

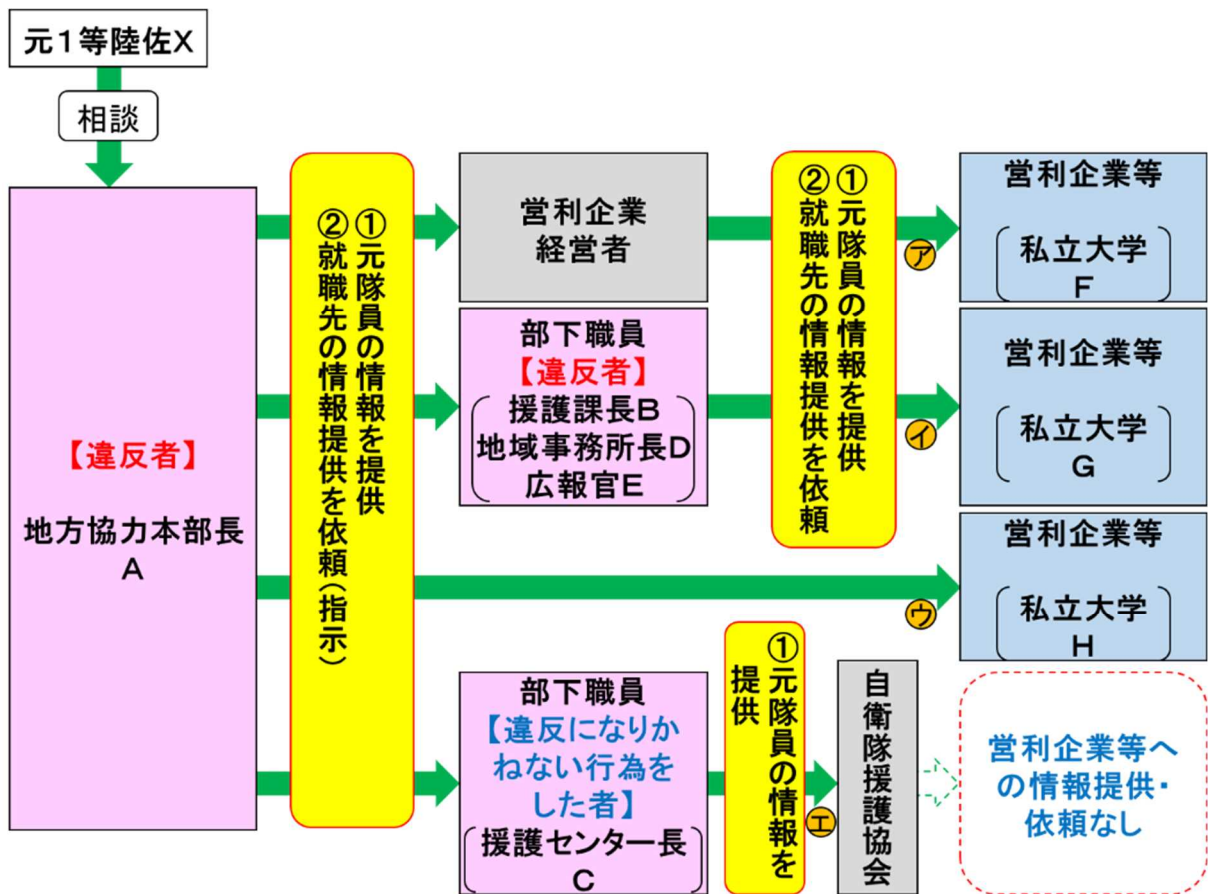
2 事案の全体像

令和 4 年 3 月、地方協力本部長 **A** は、陸上自衛隊 **O B** である元 1 等陸佐 **X** から大学教員への再々就職について相談を受けた。地方協力本部長 **A** は、元 1 等陸佐 **X** を大学等の教員の地位に就かせることを目的に、同年 3 月から 7 月にかけて以下①～⑤の行為を自ら行い又は部下職員に指示をして行わせた。これらの行為は、自衛隊法第 6 5 条の 2 第 1 項（あっせん規制）違反に該当する。

- ① 地方協力本部長 **A** は、営利企業経営者に元 1 等陸佐 **X** の履歴書等を手交し再々就職先を探すよう依頼。当該営利企業経営者は私立大学 **F** に打診。
- ② 地方協力本部長 **A** から私立大学 **G** における教員ポストの有無の確認を指示された地域事務所長 **D** は、私立大学 **G** の教授 **g** に教員のポストの有無を打診するとともに、地方協力本部長 **A** 及び援護課長 **B** の指示等を受けた地域事務所長 **D** から元 1 等陸佐 **X** の履歴書等を手交するよう指示された広報官 **E** は、私立大学 **G** の教授 **g** に教員ポストの有無を打診し元 1 等陸佐 **X** の履歴書等を手交。
- ③ 地方協力本部長 **A** は、私立大学 **H** の教授 **h** を訪問し、元 1 等陸佐 **X** の再々就職先となる教員ポストの有無を打診。

また、上記の他、同時期に地方協力本部長 **A** の指示により、援護センター長 **C** が元 1 等陸佐 **X** の履歴書等を再々就職先の紹介を得ようと自衛隊援護協会に手交した行為（④）は、違反とは認定されないが、自衛隊援護協会を介したあっせん規制違反になりかねないものであった。

なお、地方協力本部長らによるあっせん規制違反行為（①②③）が行われた私立大学 **F**、**G** 及び **H** には、再々就職先となる教員ポストはなく、元 1 等陸佐 **X** の再々就職には至らなかった。



3 認定された違反行為等

(1) 違反行為

ア 営利企業経営者を介した私立大学 F に対するあっせん行為

地方協力本部長 A が、令和 4 年 5 月 18 日に営利企業経営者の訪問を受け面談した際に元 1 等陸佐 X の履歴書等を手交し、元 1 等陸佐 X の再々就職先を探すよう依頼した行為（ア）（その後、営利企業経営者は依頼を受け私立大学 F に打診した）は、地方協力本部長 A が、元隊員（元 1 等陸佐 X）を再々就職させる目的で、営利企業経営者を介して営利企業等（私立大学）に対し、元隊員（元 1 等陸佐 X）に関する情報提供等をしたものであり、自衛隊法第 65 条の 2 第 1 項に違反する。

イ 私立大学 G の教授 g に対するあっせん行為

- ・ 地方協力本部長 A が地域事務所長 D に対し、元 1 等陸佐 X の私立大学 G での再々就職先の有無を教授 g に確認するよう指示
- ・ 地方協力本部長 A の指示を受けた地域事務所長 D が、私立大学 G の教授 g に対し、同大学における元 1 等陸佐 X の再々就職先の有無を打診
- ・ 援護課長 B が地域事務所長 D に対し、元 1 等陸佐 X の履歴書等を教授 g に渡すよう指示
- ・ 地域事務所長 D が援護課長 B より元 1 等陸佐 X の履歴書等を受領し、広報官 E に対し元 1 等陸佐 X の履歴書等である旨伝え教授 g に渡すよう指示
- ・ 地域事務所長 D の指示を受けた広報官 E が、元 1 等陸佐 X の再々就職先の打診をし履歴書等を教授 g に手交

上記のとおり、地方協力本部長 **A** の地域事務所長 **D** に対する指示及び援護課長 **B** の地域事務所長 **D** に対する指示並びに地域事務所長 **D** の広報官 **E** に対する指示を受け行われた地域事務所長 **D** による打診、広報官 **E** による打診及び履歴書等を手交したそれぞれの行為（㊶）は、地方協力本部長 **A** の指示並びに援護課長 **B** の指示・関与により地域事務所長 **D** 及び広報官 **E** が、元隊員（1等陸佐 **X**）を再々就職させる目的で、営利企業等（私立大学）に対し、元隊員（1等陸佐 **X**）に関する情報提供等をしたものであり、自衛隊法第65条の2第1項に違反する。

ウ 私立大学 **H** の教授 **h** に対するあっせん行為

地方協力本部長 **A** が、令和4年7月8日に私立大学 **H** の教授 **h** を訪問し面談した際に、同大学における元1等陸佐 **X** の再々就職先の有無を打診した行為（㊷）は、地方協力本部長 **A** が自ら、元隊員（元1等陸佐 **X**）を再々就職させる目的で、営利企業等（私立大学）に対し、元隊員（元1等陸佐 **X**）に関する情報提供等をしたものであり、自衛隊法第65条の2第1項に違反する。

(2) 違反とは認められないが、援護協会を介した違反になりかねない行為とされたもの

地方協力本部長 **A** の指示を受けた援護センター長 **C** が、令和4年3月から4月にかけて、再々就職先の紹介を得ようと自衛隊援護協会に対して元1等陸佐 **X** の履歴書等を手交した行為（㊸）（その後、援護センター長 **C** は元1等陸佐 **X** と自衛隊援護協会との面談を設定し同席した）は、就職援助の対象者ではない元隊員の再々就職のために元隊員の情報を提供して自衛隊援護協会への橋渡しを行ったものであり、自衛隊援護協会からは営利企業等（大学等）に情報提供等がされることはなかったため、結果的に違反には至らなかったものの、自衛隊援護協会から営利企業等への情報提供等が行われればあっせん規制違反となっていたことから、自衛隊援護協会を介したあっせん規制違反になりかねないものであったと認定された。

4 再発防止策

(1) 再就職等規制の制度に関する隊員への周知の徹底

ア 全ての地方協力本部及び就職援護隊員に対する教育

防衛省・自衛隊において就職援護事務を処理する就職援護隊員に対し、本件事案の教訓も含めた再就職等規制に関する教育を繰り返し実施する。

特に、結果的に自衛隊法第65条の2第1項違反に至らなかったとしても、同条項の趣旨を実質的に害する行為は当然厳に慎むべきことを明確に認識させる。

また、地方協力本部長、副本部長、地方協力本部援護課長などの管理者に対しては、当該ポストに着任する前に教育を行うとともに、これらの管理者が一同に会する機会にも教育を実施する。

イ 全隊員に対する規制の遵守の徹底

防衛省・自衛隊の全隊員に対し、本件事案についての周知及び再就職等規制の遵守の徹底を図る。

(2) 元隊員による再々就職の相談が発端であることの説明及び周知

就職援護隊員が就職の援助を行う際には、元隊員から再々就職の相談を現職隊員が受けたことが本事案の発端となったことの説明を含め、就職援護の対象及び再就職等規制のルールを、退職を控えた隊員に対し確実に周知する。

自衛隊地方協力本部における再就職等規制違反 行為に係る関係者の処分について

1 再就職のあっせん規制違反に係る処分(自衛隊法第65条の2違反等)

- ・ 地方協力本部長 減給3月1／5
- ・ 地方協力本部援護課長 減給2月1／15
- ・ 地域事務所長（当時） 減給1月1／15
- ・ 地方協力本部広報官 減給1月1／30

2 職務上の注意義務違反に係る処分

(1) 違反とは認められないものの、あっせん規制違反になりかねない行為を行ったことに対するもの

- ・ 地方協力本部援護センター長（当時） 減給1月1／5

(2) 地方協力本部長が元隊員の再々就職に関与していることを認知しながら適切な対応を行わなかったことに対するもの

- ・ 陸幕募集・援護課員（当時） 戒告